

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

2 構造改革特別区域の名称

みやぎ教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮城県は、「ほくとう日本」の中核都市、東北の中心都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には国際競争が激化するなかで、地域経済を支える産業も厳しい状況におかれています。

このため、社会潮流の変化や本県の課題を見据えながら、新しい時代に向けた確かな展望を切り開き、21世紀における地域社会のモデルとなる宮城を創造するための地域づくりが求められています。

宮城県では、平成22年度までの行政計画「宮城県総合計画 新世紀 豊かさ実感みやぎ」を策定し、「福祉、環境、教育」を重視した取組を行っています。人材育成は重要な柱であり、宮城の人づくり（主体的に考え生きる人づくり・人々と支え合い生きる人づくり・地球社会を生きる人づくり）の実現を目標に、宮城県教育委員会で策定した「みやぎ教育ビジョン」（平成9年3月策定）及び「県立高等学校将来構想」（平成13年3月）のなかで効果的な施策展開を図ることとしています。

21世紀を迎え、国際化・情報化・少子高齢化などのあたらしい社会に対応する必要があります。宮城の人づくりに向け、「みやぎ教育ビジョン」での4半世紀を視野に入れた教育施策の展開のなかで、平成10年度から5ヶ年「みやぎ高校教育充実支援事業」では県立高校31校の特色ある学校づくり等の支援を終え、平成15年度から「学校活性化プロポーザル事業」では県立高校2校（他、連携校1校）で、「みやぎ高校いきいき夢プラン事業」では9校で、特色ある学校づくりをスタートさせました。また、高等学校教育では今後の少子高齢化社会により学校規模の縮小が想定される状況にあり、「県立高等学校将来構想」に基づく施策展開を進めています。さらに、21世紀に生きる力を身に付けた人材を養成する課題を解決に導くことが同時に求められています。特に、仙台圏域以外の人口減少が著しく、それらの地域の県立高等学校79校中62校のうち1学年100人台の26校では、生徒や地域のニーズに対応するために多くの教科・科目を準備するなどの教育条件整備に工夫が求められています。宮城県ではこれまで、総合学科を5校の設置したり、新しい時代のニーズに対応した学科転換など高等学校の教育改革に努めて参りました。しかしながら、今後学校規模の縮小が想定されることから、県立高等学校における25校では学校外の学修の成果を活用する単位認定の検討を視野

に入れています。

そこで、みやぎの人づくりをめざした特色ある学校づくりを一段と進めるため、地域の実情を踏まえ、特定事業を活用した卒業単位への認定拡大を先行的実施する学校を3校選定しました。県内の各圏域を対象にこの特定事業を活用した特色ある学校づくり実施校を毎年4～5校ずつ拡大し、今後5年後には、20校程度が、また、他の特定事業を活用するカリキュラムに特色のある学校づくりする県立高等学校を各圏域に1～2校、合計10校程度設定することとしています。

今回、特色ある学校づくりを進める県立高等学校79校のうち、構造改革特別区域指定を先行的に活用する3校については以下のとおりです。

宮城県気仙沼西高等学校と宮城県本吉響高等学校の位置する地域は地理的には北上山地に隔てられた県の北東端に位置していることや高速交通体系の整備が遅れていることから、仙台をはじめとする県内外の地域との交流に時間を要しており、教育環境の整備に対するニーズは高いという地域的特性があります。また、医療・福祉施設や商業区域等のサービスを提供する拠点を地域内で整備することが必要となっている地域でもあり、人口の減少や高齢化など、地域の活力が低下しつつあることから、沿岸県土軸の北部を支える拠点づくりが、岩手県南部地域を含めて必要となっております。さらに、近年、地域を支えてきた遠洋漁業から資源管理型漁業への転換が求められており、三陸漁場やリアス式海岸等の豊かな自然環境と共生しながら新産業の育成や地場産業の高度化、地域連携による住民主体の地域づくりを進める必要があります。

次に、宮城県貞山高等学校は、仙台市に隣接する多賀城市に所在し、その属する地域は、国の史跡である多賀城跡、隣接市町には、日本三景松島など歴史的・文化的資源を有している地域であり、日本有数の漁業水揚金額のある塩釜港などが控えており、水産加工業の集積もみられる地域であります。しかしながら、現在水産業界の低迷により、構造改革による地域経済の活性化が課題です。

(1) 宮城県気仙沼西高等学校

当该校は宮城県最北部に位置する公立高校で、県庁所在地とを結ぶ交通の便はかなり悪いといえます。そのため、大会、会議、イベント等の参加負担も大きく、例えば、当该校では様々な資格取得を希望する生徒も多く、その生徒はこれまでかなりの経済的負担を強いられています。

当该校周辺は福祉関連施設が多く、開校以来「家庭看護福祉」等の授業実践や社会福祉部の部活動を通じて福祉施設との交流が盛んであります。

平成12年度入学生より、県下ではじめて普通科の中に「福祉」に関する類型を導入し、本年度はその1期生として24名が訪問介護員1級の資格を取得しております。地元では福祉活動の原動力の人材確保が課題です。

(2) 宮城県本吉響高等学校

当该校は、宮城県北東部に位置しており、交通事情等から生徒の仙台市への移動に時間的・経済的に多くの困難を持つ状況にあります。また、保護者も生徒もそれぞれ意識に大きな差と多様化が見られ、単一学科での画一的な指導では、生徒や保護者の多様なニーズに応えることに困難があったことから、個性を重視する意味を含めて、

現在、総合学科として大幅な選択教科を設定しています。しかし、当該校の教員構成を見ると若い教員が多いことや、大幅な選択教科の設定により、1人の担当する科目数も少なくないことから、多様な生徒のニーズに十分に應えるには、学校内だけの努力では限界があります。

(3) 宮城県貞山高等学校

当該校は、仙台市の東部に隣接する多賀城市の中心部に位置し、県内唯一の昼夜間併置の定時制単位制高等学校であります。生徒は県内全域約110数校の中学校から通学して来ますが、特に多賀城、塩釜地区が多い状況にあります。また、仙石線を利用する生徒も多く仙台より約20分で多賀城駅に至ります。多賀城市には仙台港があり、各種工場や大型店も進出してありますが、働きながら学びたい生徒や低所得者層を対象とした住居に入居している生徒も多い現状にあります。

5 構造改革特別区域計画の意義

経済のグローバル化の進展や情報通信技術の革新、高度情報通信ネットワークの急激な拡大、市場経済の拡大の一方で、環境問題の深刻化、大量生産・大量消費・大量廃棄、画一性等経済優先の仕組みは、少子高齢社会の急激な進展により根本的な変革の時を本県は迎えています。このようななか、21世紀の新しい宮城を「真の豊かさ」が実感できる地域社会にするため、「福祉、環境、教育」を重視した取組を強化し、構造転換を図ることで、社会の基盤を強化し、将来にわたって活力を維持する方向が求められています。

「福祉」を重視することのねらいは、少子高齢社会に向け、人々のくらしの安心を保障することにあります。その過程で新たな就業機会や産業の創出をもたらし、市民の参加を基礎とした豊かな福祉社会を構築し、だれもが社会の主役として個性や能力を発揮できる環境を創ることにあります。

また、「教育」の充実、個々人の持てる能力を十分に発揮しつつ、多様な自己実現を目指して挑戦する人材を育てていくなかで、地域社会に貢献し社会のあり方を根底から変え、個性や多様性が尊重される先導的な地域を創ることにつながります。

宮城県では、以上の政策を踏まえた施策展開の中で、主体的に考え生きる、人々と支え合い生きる、地球社会を生きる「みやぎの人づくり」を実現する行政計画を持ち、施策展開を行っています。「みやぎ教育ビジョン」はその中心であり、その事業展開として、平成15年度から実施の「学校活性化プロポーザル事業」では県立高校2校を中心に校長の自主性を生かした学校経営を支援、「みやぎ高校いきいき夢プラン事業」では9~24校(学力向上プロジェクト事業を含む。)で、「未来の学校プロジェクト」「未来の学びプロジェクト」として特色ある学校づくりをスタートさせました。

平成15年度から始まる「みやぎ教育ビジョン」の施策展開は、21世紀の新しい宮城を創るため、教育改革を通じた構造改革を志向するものとなります。「みやぎの人づくり」を目指した特色ある学校づくりの事業展開をより効果的に進めるため、特に、以下の3校は、宮城県の目指す「真の豊かさ」を実現できる地域づくりをするための「福祉、環境、教育」を重視した教育活動を展開する学校づくりを強化する学校として、先行的な取組を行っており、特定事業を活用することにより、一段と拡大した取組による目標

の実現が可能となります。その成果を踏まえて、特定事業活用の高校を毎年4～5校ずつ拡大し、5年後には20校程度の県立高等学校が特定事業を活用した学校外の学修の成果の単位認定を行い、地域や生徒のニーズに配慮した学習の成果をもたらすことは大変意義があります。さらに、他の特定事業を活用した特色ある学校を各県域1～2校、合計10校程度で進めるものですが、これらの取組により特色ある学校づくりを通したみやぎの人づくりを進める意義は大きいといえます。

(1) 宮城県気仙沼西高等学校

当该校では、平成12年度より導入した「福祉」類型により、在学中に訪問介護員1級の資格取得が可能になり、平成14年度卒業生のうち24名が同資格を取得しました。この資格を有することにより、福祉関係の事業所へ就職する生徒が出て来ました。また、福祉関係の4年制大学や福祉・医療分野の専門学校へ進学するなど、さらに上級の資格取得を目指す生徒が増えています。部活動においても、社会福祉部を中心とするボランティア活動が活発に行われています。

特区活用により、このような生徒たちへの精神的支援が一層強力なものとなるだけでなく、当该校の特色ある教育活動が地域住民により高く評価されることが見込まれ、その意義は極めて高いものと思われま

(2) 宮城県本吉響高等学校

当该校では、特色ある学校づくりとして、生徒の自己実現と、課題に対して自ら考え自ら解決する生徒の育成を目標にし、その目標達成のために教育活動を展開することが保護者や地域からも求められています。そのため、当该校において、専門学校との連携による学修・放送大学による学修・技能審査やインターンシップ等の単位で、20単位を越えて設定が可能となれば、生徒の意識付けと成就感を得ることができ、個に応じた学習の機会も拡大すると思われま

す。総合学科として、生徒の個性と能力の伸長を目指しているところですが、さらに、いろいろな単位取得の場面を設定し、評価することによって生徒が自分の能力を見いだし、自己を自覚する可能性を探らせることができるものです。

(3) 宮城県貞山高等学校

当该校は、昼夜間開講の定時制課程単位制高校として、働きながら学ぶ生徒や多様な学習歴を有する生徒が多く在籍しています。当该校では多様な教育課程を編成することによって個性の伸長を図ることができるよう努めていますが、特区を活用することにより、個に応じた学習の機会も一層拡大し、生徒の学習への動機付けや生徒の達成感を増すことができる意義は大きいものです。また、地域の教育力を導入し、地域に密着した教育を展開したり、各種の学習機関との有機的な関連を図ることができることなどにより、多様な生徒・保護者等のニーズに応えることができます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本県の構造改革特別区域計画の目標は、21世紀における地域社会のモデルとなる宮城を創造するための地域づくりの土台となる有為な人づくりを支えることにあります。みやぎの有為な人づくりの基盤は、「生きる力」を育む、「確かな学力」の養成にありま

すが、地域に根ざした、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進するため、活力の少ない地域を対象として先行的に取り組み、有為な人づくりを目指す特色ある学校づくりを拡大する必要があります。平成15年度からの「学校活性化プロポーザル事業」では県立高校2校を中心に(3ヶ年事業対象生徒のべ3,200人)「みやぎ高校いきいき夢プラン事業」では9~24校(学力向上プロジェクト事業を含む。3ヶ年事業対象生徒のべ28,800人。)で特色ある学校づくりをスタートさせました。

今回申請する教育特区構想は、学校教育(県立高等学校79校)の中で地域や関係機関の力を活用した学校づくり、さらにそれに伴う地域づくりを通じた構造改革を行うなかで、21世紀に生きる人づくりにつながる「みやぎの人づくり」を実現するものです。そのために、特色ある学校づくりを進めるにあたり、学校間連携、大学や専修学校における学修、技能審査の成果、ボランティア活動等の単位認定の特定事業を先行的に活用するもので、以下の学校で実施するものです。当該校は学校規模は小さいものの、生徒のニーズを考えて、当座各校5~10人の特例適用対象者を各学年の卒業時期の目標値として設定し(以下、(1)~(3))、早期の目標達成(その後目標値の拡大も含む。)を目指す取組を行うものです。また、今後同様の取組(毎年4~5校ずつ拡大し、5年後には20校程度。特例活用目標達成250名。特例活用による学修の単位活用8,000名。)さらには他の特例事業を活用する学校を拡大し(毎年1~2校、合計10校程度。特例活用6,000名。)、有為な人づくりを実現するものです。目標実現に向けた取組やその成果は他の学校での特色ある学校づくりへの励みに、また、他の地域での構造改革を志向する意欲づくりにより影響を与えるものと考えられ、みやぎの特色ある人づくりに大きく貢献することになります。

(1) 宮城県気仙沼西高等学校

高校卒業後の就職・進学目標達成の支援

特色ある教育課程による地域に信頼される学校づくり

小規模校としての特色ある学校づくりの推進

設定指標

21単位を超えるもの：3年後7名、6年後10名(5年後の総計24名)

福祉分野の大学進学者数：3年後4名、6年後8名

福祉分野の就職者数：3年後3名、6年後6名

(2) 宮城県本吉響高等学校

付加価値を付けた生徒の育成(進路希望達成率・資格取得率の向上)

自ら学ぶ態度の育成(大学との連携の促進・資格取得率の向上)

生徒の勤労観・職業観の確立(インターンシップ参加率の向上)

設定指標

21単位を超えるもの：3年後2名、6年後5名(5年後の総計9名)

大学進学者数：3年後6名、6年後8名

就職者数：3年後3名、6年後6名

(3) 宮城県貞山高等学校

生徒のニーズに合った進路選択の拡大

資格取得率の向上

ボランティア活動率の向上

学習意欲の向上

設定指標

21単位を超えるもの：3年後5人、6年後10人（5年後の総計18名）

大学進学者数：3年後6名、6年後8名

就職者数：3年後3名、6年後6名

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域社会における学校教育及び学校教育との連携に対する、注目度や期待度が高まることが予想されます。地域社会と学校教育との連携が始まることにより学校との協力・支援が具体的に開始されます。また、生徒の学習機会が広がり、多様な学習活動を展開することにより、生徒の多様な能力の形成が進みます。卒業後の進路選択にも好影響を与えることとなります。

(1) 宮城県気仙沼西高等学校

当校は、県北部公立高校普通科として唯一の本格的福祉教育の実践により、不況下にあっても福祉関係施設への就職者が増加しています。2年次からの福祉類型に在籍する生徒は卒業までに全員訪問介護員1級を取得しています。さらに、社会福祉士や介護福祉士など高度な資格や知識・技術の習得を目指す生徒が増えています。

高校在学中に地元で即戦力となる福祉に携わる職業人の育成を目指すことは、地域の信頼を得るだけでなく、少子高齢化を迎えている地域の将来に大きく寄与することになります。

（特区として認められる、学修等の修得単位21単位～30単位の取得者数を定量的な指標として設定します。上記参照）

(2) 宮城県本吉響高等学校

当校は、放送大学との連携協力関係の下、平成11年度後期より試行的に生徒の放送大学の講義の視聴学習を実施してきました。学習した成果については大学が単位を認定しました。また、東北電子専門学校との連携協力の下、平成12年度より、学修の単位認定を行ってきました。このことにより、個々の生徒の興味・関心に即した内容の学習が可能となり、生徒の学習意欲の喚起と、自ら学習する態度を身に付けるという生涯学習の基礎を確立することで、生涯学習社会の形成者を育成することにつながります。また、以下のことが期待されます。

特色ある学校づくりによる入学志願者の増加。

資格取得で付加価値を高めることによる進路希望達成率の向上。勤労観・職業観を確立させることによる就職率と職場定着率の向上。

（特区として認められる、学修等の修得単位21単位～30単位の取得者数を定量的な指標として設定します。上記参照）

(3) 宮城県貞山高等学校

当校は、多様な生徒や働きながら学ぶ生徒等に対応する教育課程を編成すること

が求められていますが、学修の単位の認定を活用することで、学習の機会が一層拡大されます。

(特区として認められる、学修等の修得単位21単位～24単位の取得者数を定量的な指標として設定します。上記参照)

8 特定事業の名称

高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業(804)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

学校活性化プロポーザル事業

校長の自主性に基づく学校づくりプロポーザルを受け、校長のリーダーシップの下で、学校の活性化に意欲的に取り組む学校を支援するもの。3ヶ年2校(連携校1校)を指定校として、特色ある学校づくり、教育課程の編成と実施、地域に開かれた学校づくり等に、先進的な取り組みをするものです。

指定校の実施概要

「生徒の意欲を引き出し、力を身に付ける進路指導の充実」を課題として、課題解決のための学習指導・生徒指導・進路指導に学校づくりに卓越さを発揮し、全国に発信できる取組の実践により、ア 生徒の意欲を引き出し、力を身に付ける進路指導の充実、イ 学校と民間・大学との連携等の事業を行う。

地域に根ざし、地域を生かした「生徒の本来の志望が生きる、確かな進路の達成」を図り、隣接校との統合を視野に入れた、学校連携に基づく、学習指導、進路指導、国際教育(語学指導)・情報公開等学校づくりに卓越さを発揮、さらには全国に発信できる取組の実践により、ア 語学指導の徹底(英検:1年全員3級以上、2年50%準2級3年全員2級以上)イ 国際理解教育・国際交流の推進、海外の大学への進学、インターネットによる交流 ウ 徹底した情報公開、授業公開、職員会議の一部公開、学校評価の公開

みやぎ高校いきいき夢プラン事業

進路実現、あるいは特色づくり等の学校課題の解決や学校目標の達成に向けて、意欲的な取り組みを行う学校に対して、県が財政支援と指導助言等を行うことにより、それぞれの学校の魅力ある学校づくりを推進する。平成9年に策定された「みやぎ新時代教育ビジョン」の基幹プロジェクトの中で、本県学校教育の改善に向け、学校(学びの場)、学習(学びの方法)、教師(学びの担い手)、環境(学びの支援)の4つの要素を学校が取り上げ、それぞれの分野で施策展開を進め、改善事業を行うものです。

指定校の実施概要

「未来の学校」プロジェクトでは、高校同士の学校間連携、中学校や大学との異校種間連携、地域社会や関連機関との連携、環境教育、国際理解教育、情報教育、福祉教育、ボランティア、インターンシップ(就業体験)等様々な体験学習の実践に取り組むもの。

「未来の学び」プロジェクトでは、大学や予備校などの研究機関とタイアップした授業全体の改善や新たな授業評価の導入、斬新なカリキュラムデザインの開発やガイダンス機能の充実についての研究に取り組むもの。

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）

みやぎ教育特区の充実を期し、全県立高等学校のニーズ調査を踏まえた、教育課程の弾力化及び学習指導要領の弾力化の特例適用による研究開発学校設置事業の活用を追加するものです。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

構造改革特別区域計画（別紙）

ア 宮城県気仙沼西高等学校

1 特定事業の名称

みやぎ教育特区

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮城県気仙沼西高等学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年4月1日以降の認定された日

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

宮城県気仙沼西高等学校

(2) 特区の区域

宮城県気仙沼市字赤岩牧沢155-1

(3) 実施期間

平成15年4月1日以降の認定された日から

(4) 実施される行為

学校教育法施行規則第63条の4第2号で認められている「技能審査の成果の単位認定」、学校教育法施行規則第63条の4第3号で認められている「ボランティア活動等の単位認定」を活用した増加単位認定事業

当該校は、これまで「福祉」関係教科以外で、のべ16単位の技能審査による増加単位認定を設定してきた。加えて、「福祉」関係の就業体験、ボランティア活動等の学修の成果の単位認定を新たに設定する。

教育課程上の科目設定(現行)	教育課程上の科目設定(特例適用後)
技能審査の成果の単位認定 教科・科目 下記5-(1)-ア 卒業まで最大16単位	技能審査の成果の単位認定 教科・科目 下記5-(1)-ア 卒業まで最大16単位
	ボランティア活動・就業体験 等の単位認定 教科「社会体験」 科目「就業体験」、「ボランティア活動」 1年 1～3単位 2年 1～5単位 3年 1～6単位
合計 16単位	合計 19～30単位

教育課程（現行）	教育課程（特例適用後）
必履修教科・科目科目 単位数計 4 8 単位を設定 選択教科・科目 単位数計 5 2 単位を設定 内上記 は 1 6 単位まで	必履修教科・科目科目 単位数計 4 8 単位を設定 選択教科・科目 単位数計 6 6 単位を設定 内上記 は 1 6 単位まで は最低 1 9 単位 最大 3 0 単位
卒業最低修得単位数の合計 8 2 単位 最大修得単位数の合計 1 0 0 単位	卒業最低修得単位数の合計 8 2 単位 最大修得単位数の合計 1 1 4 単位

5 当該規制の特例措置の内容

（１）特例措置の必要性

当該校は平成 1 2 年度から高齢化社会に対応し、普通科の中に福祉系列を設置した。地域・行政機関等と連携した福祉教育の展開が一層求められている。

当該校ではすでに「福祉」関係教科以外でのべ 1 6 単位の技能審査による増加単位認定を設定している。新たに、「福祉」関係の就業体験やボランティア活動等の増単を設定することにより、2 1 単位以上の認定単位を設定することが必要となり、生徒の学習意欲の喚起及び向上に結び付け、進路選択等に好影響をもたらすよう、卒業までに必要な単位認定（3 0 単位まで）に加えることが必要である。

単位認定する学校外学修の目的及び内容（学校名、初年度に単位認定を行う予定の教科・科目、認定しようとする単位数を含む）

ア 技能審査の成果の単位認定

外国語：英語 ・ 英語 ・ オーラルコミュニケーション A（旧課程）

英語 ・ 英語 ・ オーラルコミュニケーション（新課程）

実用英語技能検定 2 級（増加単位数：計 3 単位）

国語：国語 ・ 現代語（旧課程） 国語表現・国語総合・現代文（新課程） 日本漢字能力検定 2 級（増加単位数：計 2 単位）

芸術（書道）：書道 、 硬筆書写技能検定 2 級（増加単位数：計 1 単位） 書道 、 毛筆書写技能検定 2 級（増加単位数：計 2 単位）

家庭：食物（旧課程） 調理・フードデザイン・課題研究（新課程）、家庭料理技能検定 2 級（増加単位数：計 2 単位）

食物（旧課程） 調理・フードデザイン・課題研究（新課程）、全国高校家庭科技術検定食物 1 級（増加単位数：計 2 単位）

商業：情報 A、コンピュータ利用技術検定 1 級（増加単位数：計 2 単位） システムアドミニストレータ初級（増加単位数：計 3 単位） ワープロ実務検定 1 級・日本語文書処理技能検定 2 級（増

加単位数：最大計 2 単位まで)

イ ボランティア活動・就業体験等の単位認定(今回拡大するもの。)

教科・科目名：福祉系で開設するもの。(別添資料 2 - 1 参照)

2 年次に訪問介護員 2 級を取得した場合、その就業体験部分に対して

学校設定教科「社会体験」科目「就業体験」に 2 単位を認定

3 年次に訪問介護員 1 級を取得した場合、その就業体験部分に対して

学校設定教科「社会体験」科目「就業体験」に 3 単位を認定

部活動でボランティア活動で顕著な活動をした場合の単位認定

学校設定教科「社会体験」科目「ボランティア活動」(1 ~ 3 単位を認定)

目標：21 世紀高齢化社会に対応できる知識・教養の修得を基礎とした就業体験、ボランティア活動を通じて「生きる力」を養う。

連携機関等：気仙沼・本吉地区社会福祉関連施設、同行政機関

これらの連携機関の協力の下、実習等を要件として級位の取得が可能となるが、級位取得後に実習に係る部分を含めて当該校で実施している就業体験と合わせた単位の認定の取扱いをするもの。部活動に係るボランティア活動も同様の取扱いを行うもの。

上記の単位認定において、認定単位数が拡大したことにより、卒業単位に含む単位数について、学校教育法施行規則第 63 条の 5 で定められている上限 20 単位を超えた単位認定により、生徒の学習選択幅の拡大及び個に応じた学習を促進することが特色ある学校として必要である。このことから 20 単位を超え 30 単位までの認定単位を卒業単位に含める。資格取得数を増やしたり就業体験等を多く積み重ねる生徒が増加することにより、特色を持つ人づくりという目標実現に資するものとなる。

(2) 要件適合性を認めた根拠

地域からの連携及び支援を受けた当該校での福祉教育を中心とする新たな単位認定により生徒の学習の機会を拡大し、生徒に将来の高齢化社会をよりよく生き、社会に貢献する力量を身に付け、経済社会構造を変革する主体形成を目指す試みを成功に導くために、特に配慮を要するものと認めた。

(3) 認定後の通知

特区が認定されれば、在籍する平成 13 ~ 15 年度入学生から特例措置を適用できる旨及び毎年度の活用状況の報告を求める旨通知する。

構造改革特別区域計画（別紙）

イ 宮城県本吉響高等学校

1 特定事業の名称

みやぎ教育特区

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮城県本吉響高等学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年4月1日以降の認定された日

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

宮城県本吉響高等学校

(2) 特区の区域

宮城県本吉郡本吉町津谷桜子2-24

(3) 実施期間

平成15年4月1日以降の認定された日から

(4) 実施される行為

学校教育法施行規則第63条の4第1号で認められている「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」を活用した単位認定、学校教育法施行規則第63条の4第2号で認められている「技能審査の成果の単位認定」を活用した単位認定、学校教育法施行規則第63条の4第3号で認められている「ボランティア活動等の単位認定」を活用した単位認定事業

当該校は、これまで技能審査による増加単位認定、専門学校における学修の単位認定を設定してきた。加えて、放送大学における学修、老人福祉施設におけるボランティア活動等に係る学修の単位認定を行うもの。概要は以下のとおり。

学校教育法施行規則第63の4第1号（大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定）・・・情報・マルチメディア分野の専門領域について、東北電子計算機専門学校における学修の成果を当該校の履修した関連科目に増加単位（1単位）として認定している（別添 資料3-1参照）。対象学年は2・3年次生。放送大学における学修についても、当該校の単位（学校設定教科・科目の単位又は既設教科・科目の増加単位）として認定する（別添 資料3-2参照）。

同第63条の4第2号（技能審査の成果の単位認定）・・・

当該校は「県立高等学校における技能審査成果の単位認定の運用方針」（宮城県教育委員会通知）に基づき技能審査の成果の単位認定を実施している。技能審査の種類と対応する教科・科目、認定単位数については県教委が示した標準例に従っている。（別添 資料1-1, 2参照）

同63条の4第3号

当該校は、就業体験、老人福祉施設におけるボランティア活動、地元の社会

福祉協議会等の方々による福祉・ボランティア関連の講義、消防署員による救急救命に関する講義・技術指導が行われているが、就業体験、ボランティア活動部分を単位認定の対象とする。(別添 資料1 - 3 参照)

教育課程上の科目設定(現行)	教育課程上の科目設定(特例適用後)
大学・高専・専修学校等での学修の成果の単位認定 (東北電子専門学校での学修) 下記5 - - ア - (ア) 2 単位	大学・高専・専修学校等での学修の成果の単位認定 (東北電子専門学校での学修) 下記5 - - ア - (ア) 2 単位 (放送大学での学修) 下記5 - - ア - (イ) 学校設定教科「大学への誘い」 科目「教養入門」1 2 単位
技能審査の成果の単位認定 下記5 - - イ 1 8 単位	技能審査の成果の単位認定 下記5 - - イ 1 2 単位
	就業体験・ボランティア活動等の単位認定 下記5 - - ウ 教科「社会体験」 科目「就業体験」(1 単位) 「ボランティア活動」(3 単位) 1 年次単位×3 年 最大1 2 単位まで
合計 卒業まで最大2 0 単位	合計 卒業まで最大3 0 単位

教育課程(現行)	教育課程(特例適用後)
必修教科・科目 単位数計5 5 単位を設定 選択教科・科目 単位数計5 2 単位を設定 内上記 は2 単位まで は1 8 単位まで	必修教科・科目 単位数計5 5 単位を設定 選択教科・科目 単位数計5 2 単位を設定 内上記 は1 4 単位まで は1 2 単位まで は最大4 単位まで
卒業最低修得単位数の合計 7 4 単位 最大修得単位数の合計 1 0 7 単位	卒業最低修得単位数の合計 7 4 単位 最大修得単位数の合計 1 1 7 単位

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の必要性

当該校は、これまで技能審査による増加単位認定、専門学校における学修の単位認定を設定している。地域的には仙台市より遠隔地にある小規模校総合学科であることから、多くの選択科目の開設は困難である。放送大学との連携協力による学修についての単位認定、就業体験及び老人福祉施設におけるボランティア活動等の単位認定を加え、学修の単位認定を拡大することにより、教育課程上は21単位以上の単位設定となるため、これを修得した場合は卒業単位に含めることで、生徒の学習選択幅の拡大、生徒の学習意欲の喚起及び向上を図る必要がある。

また、卒業後の進路等にも好影響を与えることが予想されることから、卒業までに必要な単位認定(30単位まで)に加えることが必要である。

単位認定する学校外学修の目的及び内容(学校名、初年度に単位認定を行う予定の教科・科目、認定しようとする単位数を含む)

ア 学校教育法施行規則第63の4第1号(大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定)

(ア) 情報・マルチメディア分野の専門領域:

東北電子計算機専門学校における学修の成果(履修時間1800分)を当該校の履修した関連科目に増加単位(1単位)。対象学年は2・3年次生。

当該校教科「工業」:科目「コンピュータ応用」又は「情報基礎」

専修学校科目「ゲーム制作初級コース」

科目「テクノポップ入門」又は「情報基礎」

専修学校科目「DTM初級コース」

科目「コンピュータグラフィックス」又は「情報基礎」

専修学校科目「映像撮影・編集初級コース」

科目「コンピュータグラフィックス」又は「情報基礎」

専修学校科目「ホームページ作成初級コース」

科目「コンピュータグラフィックス」又は「情報基礎」

専修学校科目「3次元CG制作初級コース」

科目「マルチメディア実践A」又は「情報基礎」

専修学校科目「ゲーム制作上級コース」

科目「マルチメディア実践F」又は「情報基礎」

専修学校科目「DTM上級コース」

(イ) 学校設定教科「大学への誘い」科目「教養入門」又は当該校の既設関係教科・科目:

放送大学における学修の成果を当該校の学校設定教科・科目の修得単

位又は関連する既設教科・科目に増加単位として認定する。

イ 同第63条の4第2号（技能審査の成果の単位認定）

「県立高等学校における技能審査成果の単位認定の運用方針」（宮城県教育委員会通知）に基づき技能審査の成果を単位認定する。

（教科・科目、認定単位数については県教委より示した標準例、別添資料1-1, 1-2参照）

ウ 同63条の4第3号

学校設定教科「社会体験」科目「就業体験」「ボランティア活動」：
就業体験及び老人福祉施設におけるボランティア活動部分を単位認定の対象とする。

就業体験の単位認定については1単位を認定し、ボランティア活動の単位認定については、1年次1単位（35時間）×3＝3単位までを設定する。

上記の単位認定において、認定単位数が拡大したことにより、卒業単位に含む単位数について、学校教育法施行規則第63条の5で定められている上限20単位を超えた単位認定により、生徒の学習選択幅の拡大及び個に応じた学習を促進することが特色ある学校として必要である。このことから、20単位を超え30単位までの認定単位を卒業単位に含める必要がある。学校では設定できない教科・科目の学習が進み、資格取得数が増加し、多くの社会体験を持つ生徒の増加により、みやぎの特色ある人づくりという目標達成に資するものとなる。

要件適合性を認めた根拠

総合学科を設置する当該校は、小規模校であるため、様々な教科・科目の設定に限界がある。新たに単位認定する放送大学の学修の成果の活用及び老人福祉施設でのボランティア活動の成果の活用における生徒の学習の機会を一層拡大し、生徒や地域の実態に応じた学校づくりを支援し、将来有為な人材を育成するために、特別な配慮を必要と認めた。

認定後の通知

特区が認定されれば、在籍する平成13～15年度入学生から、特例措置を適用できる旨及び毎年度の活用状況の報告を求める旨通知する。

放送大学等との連携した学修等の単位認定が加わることで、20単位を超える生徒について、特区制度を適用し、21～30単位を卒業単位として認めるものである。

構造改革特別区域計画（別紙）

ウ 宮城県貞山高等学校

1 特定事業の名称

みやぎ教育特区

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮城県貞山高等学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

宮城県貞山高等学校

(2) 特区の区域

宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-10-2

(3) 実施期間

平成16年4月1日から

(4) 実施される行為

学校教育法施行規則第63条の3で認められている「学校間連携による単位認定」を活用した単位認定、学校教育法施行規則第63条の4第2号で認められている「技能審査の成果の単位認定」を活用した単位認定、学校教育法施行規則第63条の4第3号で認められている「ボランティア活動等の単位認定」を活用した単位認定事業（別添 資料4-1参照）

学校教育法施行規則第63条の3（学校間連携による単位認定）

仙台第一高等学校通信制における修得単位の認定を現状の上限20単位より24単位に拡大する。

同第63条の4第2号（技能審査の成果の単位認定）

当該校は「県立高等学校における技能審査成果の単位認定の運用方針」（宮城県教育委員会通知）に基づき技能審査の成果の単位認定を実施している。

「平成9年3月5日付け別表2（平成15年度当初改訂予定）」における技能審査の成果の単位認定の20単位の上限を24単位に拡大する。

同63条の4第3号（ボランティア活動等の単位認定）

当該校は、ボランティア活動の単位認定、スポーツ活動・文化活動の単位認定を行っている。

ボランティア活動の単位認定：

1年次2単位（70時間）×3＝6単位までを設定する。

スポーツ活動・文化活動の単位認定：

継続した活動の成果により2単位までを認定する。

1年次2単位×3ヶ年＝6単位までを設定する。

単位認定の合計20単位の上限を24単位に拡大する。

教育課程上の科目設定(現行)	教育課程上の科目設定(特例適用後)
学校間連携による単位認定 下記5 - - ア 単位 (宮城県仙台第一高等学校通信制課程で設定した科目で、受け入れ協議したものを対象とする。)	学校間連携による単位認定 下記5 - - ア 単位 (宮城県仙台第一高等学校通信制課程で設定した科目で、受け入れ協議したものを対象とする。)
技能審査の成果の単位認定 下記5 - - イ 単位	技能審査の成果の単位認定 下記5 - - イ 単位
ボランティア活動等の単位認定 下記5 - - ウ 教科「社会体験」 科目「ボランティア活動」 1年次2単位×3年 最大6単位まで 科目「スポーツ活動・文化活動」 1つの活動について2単位、 1年2単位×3ヶ年 最大6単位まで	ボランティア活動等の単位認定 下記5 - - ウ 教科「社会体験」 科目「ボランティア活動」 1年次2単位×3年 最大6単位まで 科目「スポーツ活動・文化活動」 1つの活動について2単位、 1年2単位×3ヶ年 最大6単位まで
合計 卒業まで最大20単位	合計 卒業まで最大24単位

教育課程(現行)	教育課程(特例適用後)
必履修教科・科目 単位数計36～44単位を設定 選択教科・科目 単位数計279～305単位を設定 内上記は単位まで は単位まで は12単位まで	必履修教科・科目科目 単位数計36～44単位を設定 選択教科・科目 単位数計297～305単位を設定 内上記は単位まで は単位まで は最大12単位まで
卒業最低修得単位数の合計 74単位 最大修得単位数の合計 114単位	卒業最低修得単位数の合計 74単位 最大修得単位数の合計 118単位

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の必要性

当該校は、これまで学校間連携による単位認定、技能審査による増加単位認定及びボランティア活動等の単位認定を行ってきた。多様な生徒に対応し、生徒のニーズに合った進路選択の拡大、資格取得の向上、ボランティア活動率の向上、学習意欲の向上を図るため、これまでの学修の単位認定を拡大し、教育課程上は21単位以上24単位を設定する。これらの修得した単位を卒業単位に含めることで、生徒の学習選択幅の拡大、生徒の学習意欲の喚起及び向上に結び付け、また、卒業後の進路等にも好影響を与えることが予想されるので、卒業までに必要な単位認定に加えることが必要である。

単位認定する学校外学修の目的及び内容（学校名、初年度に単位認定を行う予定の教科・科目、認定しようとする単位数を含む）

ア 学校教育法施行規則第63条の3（学校間連携による単位認定）

宮城県仙台第一高等学校通信制課程における修得単位の認定を現状の上限20単位より24単位に拡大する。（教科・科目等について、7月までに宮城県仙台第一高等学校通信制課程と協議する。）

イ 同第63条の4第2号（技能審査の成果の単位認定）

当該校は「県立高等学校における技能審査成果の単位認定の運用方針」（宮城県教育委員会通知）に基づき技能審査の成果の単位認定を実施している。「平成9年3月5日付け別表2（平成15年度当初改訂予定）」における技能審査の成果の単位認定の20単位の上限を24単位に拡大する。

ウ 同63条の4第3号（ボランティア活動等の単位認定）

当該校はすでに学校設定教科「社会体験」科目「ボランティア活動」を次のように設定し、単位認定を実施している

ボランティア活動の単位認定：

1年次2単位（70時間）×3＝6単位までを設定する。

学校設定教科「社会体験」科目「スポーツ活動」「文化活動」

スポーツ活動・文化活動の単位認定：

継続した活動の成果により2単位までを設定する。

1年次2単位×3＝6単位までを設定する。

上記の単位認定において、認定単位が拡大したことにより、卒業単位にむ単位数について、学校教育法施行規則第63条の5で定められている

上限20単位を超えた単位認定により、生徒の学習選択幅の拡大及び個に応じた学習を促進することが特色ある学校として必要である。このことから、20単位を超え24単位までの認定単位を卒業単位に含める必要がある。学校が設定できない教科・科目の学習が進み、多くの資格を有し、社会体験を持つ生徒の増加により、みやぎの特色ある人づくりという目標実現に資することになる。

要件適合性を認めた根拠

昼間・夜間の定時制普通科を唯一併置している当該校では、働きながら学ぶ生徒や様々な学習歴を持つ生徒が学んでいる。様々な学習の機会を認め、教育課程上学校外の学修における成果を広く単位認定する特別な配慮が必要であると認めた。

認定後の通知

特区が認定されれば、次のとおり通知する。

平成15年7月までに平成16年度入学生の教育課程を編成し届けさせる。在籍する平成16年度入学生から特例措置を適用できることとし、実施後は毎年度の活用状況の報告を求める。

なお、学修等の単位認定に当たり、21～24単位を卒業単位として認める。